

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年立川市条例第 24 号）第 5 条及び第 6 条の規定による。

立川市公の施設（立川市学習等供用施設）指定管理者候補者の選定について

「立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例」第7条の規定による「立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会」からの答申に基づき、立川市学習等供用施設指定管理者候補者を次のとおり選定したい。なお指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

記

1 立川市滝ノ上会館

(1) 公の施設の位置

立川市富士見町4丁目16番10号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市滝ノ上会館管理運営委員会

立川市富士見町4丁目16番10号

2 立川市こんぴら橋会館

(1) 公の施設の位置

立川市砂川町3丁目26番地の1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市こんぴら橋会館管理運営委員会

立川市砂川町3丁目26番地の1

3 立川市高松会館

(1) 公の施設の位置

立川市高松町2丁目25番26号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市高松会館管理運営委員会

立川市高松町2丁目25番26号

4 立川市若葉会館

(1) 公の施設の位置

立川市若葉町3丁目34番地の1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市若葉会館管理運営委員会

立川市若葉町3丁目34番地の1

5 立川市こぶし会館

(1) 公の施設の位置

立川市幸町5丁目83番地の1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市こぶし会館管理運営委員会

立川市幸町5丁目83番地の1

6 立川市羽衣中央会館

(1) 公の施設の位置

立川市羽衣町2丁目26番7号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市羽衣中央会館管理運営委員会

立川市羽衣町2丁目26番7号

7 立川市天王橋会館

(1) 公の施設の位置

立川市一番町3丁目6番地の1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市天王橋会館管理運営委員会

立川市一番町3丁目6番地の1

8 立川市柴崎会館

(1) 公の施設の位置

立川市柴崎町1丁目16番3号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市柴崎会館管理運営委員会

立川市柴崎町1丁目16番3号

9 立川市さかえ会館

(1) 公の施設の位置

立川市栄町4丁目6番地の2

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市さかえ会館管理運営委員会

立川市栄町4丁目6番地の2

10 立川市西砂会館

(1) 公の施設の位置

立川市西砂町5丁目11番地の13

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

立川市西砂会館管理運営委員会

立川市西砂町5丁目11番地の13

11 立川市上砂会館

(1) 公の施設の位置

立川市上砂町1丁目13番地の1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

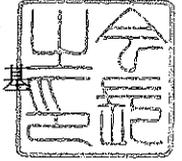
立川市上砂会館管理運営委員会

立川市上砂町1丁目13番地の1

令和5年10月26日

立川市教育委員会 殿

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会
会長 長野 基



立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他10館）の
指定管理者候補者の選定について（答申）

令和5年10月12日付立教生第3045号により貴職から諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他 10 館）
の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和 5 年 10 月 26 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和5年10月12日付立教生第3045号により、立川市教育委員会から、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他10館）における指定管理者候補者の選定について、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市学習等供用施設（立川市滝ノ上会館 他10館）については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

	公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
1	学習等供用施設 立川市滝ノ上会館 立川市富士見町4丁目16番10号	立川市滝ノ上会館管理運営委員会
2	学習等供用施設 立川市こんぴら橋会館 立川市砂川町3丁目26番地の1	立川市こんぴら橋会館管理運営委員会
3	学習等供用施設 立川市高松会館 立川市高松町2丁目25番26号	立川市高松会館管理運営委員会
4	学習等供用施設 立川市若葉会館 立川市若葉町3丁目34番地の1	立川市若葉会館管理運営委員会
5	学習等供用施設 立川市こぶし会館 立川市幸町5丁目83番地の1	立川市こぶし会館管理運営委員会
6	学習等供用施設 立川市羽衣中央会館 立川市羽衣町2丁目26番7号	立川市羽衣中央会館管理運営委員会
7	学習等供用施設 立川市天王橋会館 立川市一番町3丁目6番地の1	立川市天王橋会館管理運営委員会
8	学習等供用施設 立川市柴崎会館 立川市柴崎町1丁目16番3号	立川市柴崎会館管理運営委員会
9	学習等供用施設 立川市さかえ会館 立川市栄町4丁目6番地の2	立川市さかえ会館管理運営委員会
10	学習等供用施設 立川市西砂会館 立川市西砂町5丁目11番地の13	立川市西砂会館管理運営委員会
11	学習等供用施設 立川市上砂会館 立川市上砂町1丁目13番地の1	立川市上砂会館管理運営委員会

○ なお、答申に際し付帯意見はありませんでした。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和5年10月12日(木) 18時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問及び特命理由の説明・ 施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議及び審査・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、3人の委員が立川市若葉会館の現地視察を行いました。

3 審査の経過

立川市教育委員会より、公募によらず、各管理運営委員会を特命で指定管理者とする理由として、現指定管理者は、自治会、文化会、体育会、青少年健全育成地区委員会、子ども会、PTA、老人会等、広範な地域団体から選出される委員により構成された各会館の管理運営委員会であり、立川市学習等供用施設条例の規定における「地域の住民団体で教育委員会が指定するもの」に合致する団体であること。また、地域の文化・特性を活かし、会館まつりをはじめ、各種イベントや講座などの独自事業を展開するとともに、広報活動を充実させることにより、幅広い世代の利用拡大や地域コミュニティ意識の醸成に大いに貢献してきたことなどをふまえ、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。

さらに、施設及び事業の概要、仕様等について、教育委員会から説明を受けた後、書類審査を行いました。

そこでは、指定管理事業とコミュニティ事業の違いや、管理人の手当等に関する事業計画書の経費の内訳や、その根拠規定などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、少子高齢化による会館活動への影響、防災・防犯への対応、管理人の健康への配慮や安全管理、組織運営の透明性担保などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、会計監査や意思決定等に関わる組織のガバナンスに改善の余地があること、管理人の安全管理については施設設置側の市も含めて留意すること、市は効率的な審査進行のため各会館の指定管理事業、コミュニティ事業の決算の比較資料を用意することなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	齋 藤 正 雄	公募
〃	志 村 広一郎	公募